

少年法の一部を改正する法律案 修正案 新旧対照条文

少年法（昭和二十三年法律第六十八号）

（傍線部分は修正部分）

修正案	法律案
<p>（国選付添人） 第二十二條の三（略） 2・3（略） 4 前項（第二十二條の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。</p> <p>（被害者等による少年審判の傍聴） 第二十二條の四 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三條第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年（十二歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年を除く。次項において同じ。）に係る事件であつて次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの（いづれも被害者を傷害した場合にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができる。</p>	<p>（国選付添人） 第二十二條の三（略） 2・3（略） 4 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。</p> <p>（被害者等による少年審判の傍聴） 第二十二條の四 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三條第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの（いづれも被害者を傷害した場合にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができる。</p>

一・二 (略)

2| 家庭裁判所は、前項の規定により第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の被害者等に審判の傍聴を許すか否かを判断するに当たつては、同号に掲げる少年が、一般に、精神的に特に未成熟であることを十分考慮しなければならない。

3| 家庭裁判所は、第一項の規定により審判の傍聴を許す場合において、傍聴する者の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、その者が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、審判を妨げ、又はこれに不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、傍聴する者に付き添わせることができる。

4| 裁判長は、第一項の規定により審判を傍聴する者及び前項の規定によりこの者に付き添う者の座席の位置、審判を行う場所における裁判所職員の配置等を定めるに当たつては、少年の心身に及ぼす影響に配慮しなければならない。

5| 第五条の二第三項の規定は、第一項の規定により審判を傍聴した者又は第三項の規定によりこの者に付き添つた者について、準用する。

(弁護士である付添人からの意見の聴取等)

第二十二条の五 家庭裁判所は、前条第一項の規定により審判の傍聴を許すには、あらかじめ、弁護士である付添人の意見を聴かなければならない。

2| 家庭裁判所は、前項の場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付

一・二 (略)

2| 家庭裁判所は、前項の規定により審判の傍聴を許す場合において、傍聴する者の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、その者が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、審判を妨げ、又はこれに不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、傍聴する者に付き添わせることができる。

(新設)

3| 第五条の二第三項の規定は、第一項の規定により審判を傍聴した者又は前項の規定によりこの者に付き添つた者について、準用する。

(新設)

さなければならぬ。

3 | 少年に弁護士である付添人がない場合であつて、最高裁判所規則の定めるところにより少年及び保護者がこれを必要としない旨の意思を明示したときは、前二項の規定は適用しない。

4 | 第二十二条の三第三項の規定は、第二項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人について、準用する。

(被害者等に対する説明)

第二十二条の六 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件の被害者等から申出がある場合において、少年の健全な育成を妨げるおそれなく相当と認めるときは、最高裁判所規則の定めるところにより、その申出をした者に対し、審判期日における審判の状況を説明するものとする。

2 | 前項の申出は、その申出に係る事件を終局させる決定が確定した後三年を経過したときは、することができない。

3 | 第五条の二第三項の規定は、第一項の規定により説明を受けた者について、準用する。

(費用の徴収)

第三十一条 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻訳人、参考人、第二十二条の三第三項(第二十二条の五第四項において準用する場合を含む。)の規定により選任された付添人及び補導を委託された者に支給した旅費、日

(新設)

(費用の徴収)

第三十一条 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻訳人、参考人、第二十二条の三第三項の規定により選任された付添人及び補導を委託された者に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用並びに少年鑑別所及び少年院にお

2
(略)
当、宿泊料その他の費用並びに少年鑑別所及び少年院
において生じた費用の全部又は一部を徴収すること
ができる。

2
(略)
いて生じた費用の全部又は一部を徴収することが
できる。

<p style="text-align: center;">修正案</p>	<p style="text-align: center;">法律案</p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（検討）</p> <p>3 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、被害者等による少年審判の傍聴に関する規定その他この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>4 5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3 4 （略）</p>